

建設局契約事務審査会設置要綱

制 定 平成 25 年 5 月 1 日
最近改正 令和 7 年 8 月 14 日

(目的)

第 1 条 本要綱は、大阪市契約規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 18 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項から第 5 項の規定により建設局長に委任された契約について、随意契約の適正化をはじめとする契約事務の適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において使用する用語は、原則として規則において利用する用語の例による。

(設置)

第 3 条 第 1 条に掲げる目的を達成するため、当局に契約事務審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 4 条 審査会の所掌事務は次の各項のとおりとする。

2 別表 1 に掲げる契約における、次の各号に関する調査・審議

- (1) 契約の必要性及び契約方法に関すること
- (2) 競争入札を行う場合の競争参加資格に関すること
- (3) 指名競争入札に付そうとする場合における事業者指名に関すること
- (4) 随意契約を行う場合における契約相手方の選定に関すること
- (5) 企画競争方式（プロポーザルまたはコンペ方式）を採用する場合における次の事項に関すること
 - ア 当該事業の目的・概要
 - イ 企画競争方式を採用する理由及びその効果
 - ウ 事業日程及び事務手順
 - エ 事業者の選定基準及び応募資格
 - オ 学識経験者等の意見を聴取する選定会議にあっては、選定会議の委員構成及びその選定理由
- (6) 本市の定める標準契約書を使用しない場合における契約書に関すること
- (7) 電子入札システムでの入札が困難な場合における入札に関すること
- (8) 業務委託において総合評価落札方式（大阪市契約規則第 3 条第 1 項第 7 号に規定する別に定める契約である「政策提案型」を除く。）を採用する場合における次の事項に関すること。
 - ア 当該事業の目的・概要
 - イ 総合評価落札方式を採用する理由及びその効果
 - ウ 事業日程及び事務手順
 - エ 学識経験者等の意見を聴取する選定会議にあっては、選定会議の委員構成及びその選定理由
 - オ 総合評価落札方式の適用、落札者決定基準に関すること（ただし、2 人以上の学識経験者等の意見も聴かなければならない。）

- 3 入札・契約事務の規定に関する事項
- 4 別表2に掲げる事項の検証及び改善策の検討
- 5 その他審査会の会長が必要と認める事項

(組織)

第5条 審査会は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、委員のうち工務担当部長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長は、委員のうちから副会長を指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長が欠けたときその他の会長がやむを得ない事情で会議に出席できないときは、その職務を代行する。
- 6 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 工務担当部長
 - (2) 総務課長
 - (3) 経理課長
 - (4) 工務課長
 - (5) 工事監理担当課長
 - (6) 道路河川部調整課長
 - (7) 下水道部調整課長
 - (8) 公園緑化部調整課長
- 7 局長が必要と認めるときは、審査会に部会を置くことができる。その際、部会の運営に関し必要な事項についても、局長が定める。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、会長が出席しなければ、開催することができない。ただし、副会長が職務を代行するときは、副会長が出席しなければ、開催することができない。
- 3 審査会は、会長、副会長を含む委員の過半数かつ3人以上が出席しなければ、成立しない。
- 4 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催できないと会長が認める場合には、前3項の規定にかかわらず、書類の回議をもって会議に代える。
- 5 審査会は、別表3に掲げる契約及び事項について、審議したものとみなす。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、第4条第2項第1号については、総務部経理課と企画部工務課（工事監理担当）が共同して、第4条第2項第5号（プロポーザル方式）及び第4項（検査事務手続）については企画部工務課（工事監理担当）が事務局として行う。

上記以外の庶務は、総務部経理課が事務局として行う。

(大阪市入札等監視委員会)

第8条 審査会は、大阪市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）からの求めがあった場合には、委員会に審査会の審議状況を報告しなければならない。

- 2 委員会が調査を行う場合には、審査会はその調査に協力する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運用に関し必要な事項は、局長が定める。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が建設局契約事務審査会設置要綱の取扱いに関する運用細目に定める。

- 2 建設局測量・建設コンサルタント等公募型プロポーザル方式における第4条第2項第5号ウ及びエについては、第5条第7項に定める部会に調査審議を委託することができる。なお、第5条第7項に定めた部会は、審査会に対し、調査審議の結果を報告し、審査会は報告の確認を行う。

附則

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行し、「建設局契約事務審査委員会規程」は廃止する。

この要綱は、平成26年 6月27日から施行する。 (第3条第4・5項追加)

この要綱は、平成27年 3月25日から施行する。

(第2条第2項追加、第5条3・5項修正)

この要綱は、平成27年 5月29日から施行する。

(大阪市契約事務審査会運用方針に基づく修正)

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。 (第2条第3項第2号修正)

この要綱は、平成28年12月 6日から施行する。 (第2条第3項第2号修正)

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。 (第6条の修正)

この要綱は、平成30年 2月 6日から施行する。 (第5条・第8条の修正)

この要綱は、平成30年 9月 3日から施行する。

(大阪市契約事務審査会運用方針に基づく修正)

この要綱は、令和元年 6月 3日から施行する。

(大阪市契約事務審査会運用方針に基づく修正)

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

(別表3の追記)

この要綱は、令和2年 3月30日から施行する。

(別表3の追記)

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

(大阪市契約事務審査会運用方針等に基づく修正)

この要綱は、令和5年 5月 1日から施行する。

(大阪市契約事務審査会運用方針に基づく修正)

この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。

(大阪市契約事務審査会運用方針に基づく修正)

この要綱は、令和7年 8月 14日から施行する。

(大阪市契約事務審査会運用方針に基づく修正)

- 2 この要綱による改正後の建設局契約事務審査会設置要綱の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、

入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用する。

別表 1

<p>工事の請負契約</p>	<p>左記の契約のうち次に掲げるものを除く。</p> <p>1 規則第3条の2第1項ないし第3項の規定により契約管財局長に入札に関する事務を委任された契約</p>
<p>物品の買入契約</p>	<p>2 規則第3条の2第4項の規定により環境局長に入札に関する事務を委任された契約</p>
<p>物品の借入契約</p>	<p>3 小口支払基金からの支払い手続きによる契約</p> <p>4 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号による随意契約(ただし、再度の入札に付し落札者がいないときで、予定価格超過の入札参加者のうち最低入札金額を提示した者との随意契約に限る。)</p>
<p>工事以外の請負契約(印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約に限る。)</p>	<p>5 はがき、切手、収入印紙、交通運賃に関する回数券等の有価証券を、販売代理店等を介さずに購入する契約</p>
<p>業務委託契約</p>	<p>6 弁護士への法律相談に関する契約</p> <p>7 再販制度により価格維持が行われている新聞、雑誌、その他の定期刊行物又は書籍若しくは視聴覚資料等を購入する契約</p>
<p>局長が特に定める契約</p>	<p>8 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約(旧来の制度によるものに限る)</p>

別表 2

随意契約による場合の随意契約理由等の結果公表
検査事務手続

別表 3

審査会において、あらかじめ同種案件の競争参加資格や契約相手方の選定方法及び選定理由を包括的に調査、審議した契約
局長が締結する契約に関する他の会議（業者資格審査委員会、業者選定会議、建設局不動産鑑定業者選定委員会、建設局外郭団体監理委員会など）において、すでに調査、審議が行われた契約
競争参加資格として、契約管財局が定める共通競争参加資格のみを適用する契約
企画競争を実施した場合の、契約相手方の選定に関する事（ただし、学識経験者の意見を聴取する選定会議の結果に基づき契約相手方を選定する場合に限る。）
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当する随意契約を行う場合における契約相手方の選定に関する事で書類の回議が困難であると会長または会長に委任された者が判断した場合（経過の報告は翌開庁日に契約担当へ行う。）